

宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』第一冊、第二冊

— 附、宮内庁書陵部所蔵壬生本『宣秀卿御教書案』第二冊 —

一 書誌と構成

『宣秀卿御教書案』は、大づかみにいえば、室町時代後期の貴族中御門宣秀（二四六九〜一五三二）が職事として発給に関与した繪旨・口宣案などを、関連文書とともに書き留めたものだといつてよい。しかしながら、『図書寮典籍解題』⁽¹⁾ 統歴史篇がすでに指摘しているように、これを筆録したのは宣秀本人ではなく、『宣胤卿記』の記主として知られる父宣胤（二四四二〜一五二五）であった。⁽²⁾

そのことは、同書がまま宣胤の書状の案をも載せていることとともに、第三冊（以下、特に断らない限り、宣胤の自筆原本である宮内庁書陵部所蔵（以下、書陵部）中御門本『宣秀卿御教書案』⁽³⁾）〔同部における書名は『中御門家記』、架蔵番号五〇〇一六九〕の冊次・丁次を表示する⁽⁴⁾の巻首において、「此草案等、為宣秀愚老相代所書之也、」と謳っていることから明白だといえる。

さらに、第一冊第六十九丁裏に見える筆録者の一人称「余」は、寛正度の改元を奉行したと述べており、宣胤を指すと判断されること、第二冊第三十七丁裏に見える「下官」に「宣胤」と傍書されていること、第三冊第八十六丁表に載せる「従二位藤原朝臣宣」を正二位に昇叙せしむる口宣について、はじめ「愚老也、」と注記したのち、これを抹消して「宣胤」と書き直してあること、などからも端的に窺われる。そのうえ、筆跡に注目しても、宣胤の筆跡であることが明らかである。⁽⁴⁾

宣胤の筆録にかかる原本にして現存しているものは、管見の限り、右に触れた書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』（以下、単に中御門本と略す）全三冊がすべてである。そこで、まず同本について、『図書寮典籍解題』の記述に依拠しながら、適宜情報を補って各冊の書誌を記すことにする。

第一冊 袋綴冊子、縦二六・三糎、横二一・〇糎、後補茶色包表紙、表紙中央外題「御教書案 藏人頭」（勸修寺経広筆）、洪引原表紙、後補遊紙一紙、本紙九一紙、右端に丁付あり、一より九十三におよぶも十六と五十二とを欠く、一は巻首に非ずして前闕なり、収載年代文明十五年十二月〜文明十六年正月、長享二年正月〜明応二年二月、全紙に紙背文書あり、奥書「明応九年七月廿八日、／京都大焼亡、家記多／焼失、少々残類也、／宣胤」

第二冊 袋綴冊子、縦二六・三糎、横二二・〇糎、後補薄墨色斐紙包表紙、表紙中央外題「御教書案^{宣胤卿宸跡}」（中御門宣衡筆）、外題に重ねて複廓朱方印「藤原宣衡」、表紙右下「共三冊」、表紙左下「宣衡」、同下複廓黒円印「衡」（中御門宣衡所用）、後補遊び紙二紙、同第二紙表に半葉分の目録を貼付す、本紙六九紙、左端に丁付あり、一より八十におよぶも四・三三・三十三・四十二〜四十五を欠く、七十七より八十は両端の上部のみを存す、収載年代明応四年六月〜明応八年四月、全紙に紙背文書あり、奥書「右宣秀卿御教書、父卿真筆、／公事之明鏡、謹以可令拝見也、／于時正保三丙戌曆、令修補畢、／權大納言（花押）」

第三冊 袋綴冊子、縦二六・三糎、横二二・〇糎、後補薄墨色斐紙包表紙、表紙中央外題「御教書案宣下方藏人頭」、外題に重ねて複廓朱方印「藤原宣衡」、表紙右下「共三冊」、表紙左下「宣衡」、同下複廓黒円印「衡」、渋引原表紙、後補遊紙一紙、本紙一一五紙、左端に丁付あり、下より下百十五におよぶ、収載年代文明十六年四月く明応三年二月、全紙に紙背文書あり、奥書「愚息宣秀藏人頭之時□宣下案一冊、／明応九年七月廿八日京都／大焼亡之時焼失了、／權大納言宣胤」

記載の上限は、第一冊冒頭の文明十五年（一四八三）十二月、下限は、第二冊末尾の明応八年（一四九九）四月である。宣秀が五位藏人に補されたのが文明十五年十一月九日で、参議に任ぜられて藏人頭を辞すのが明応八年四月二十六日なので、職事に在任していた十五年半の全期間にわたって記されたものと考えやすい。第一冊は前闕になっているが、職事に任ぜられた翌月からの記載が残っているうえ、十六年四月十三日に拝賀を行うまでは、本格的な活動は行っていないなかつたと思われるから、失われたのはごくわずか（おそらくは一丁）だと考えて差し支えあるまい。

第一冊と第三冊との記載年代が重なるが、これは、後者が大政官への宣下にかかるもの（宣下案、主として官位の任叙にかかる、発給文書の様式は口宣・口宣案になる）、前者がそれ以外のもの（御教書案、主として行事の奉行、あるいは繪旨の発給にかかる）という内容上の相違によつて分かれたからである。第二冊は第一冊と同様の内容であり、冊を改めたのは、明応四年二月九日に藏人頭になったことを契機としたものである。そのことは、第三冊の奥書に「藏人頭之時□宣下案」を明応九年七月二十八日の大火で失つたと記しており、「宣下案」についても藏人頭就任を機に冊を改めていたことから確かめられる。

つまり、『宣秀卿御教書案』は、本来、①五位藏人期間中の「御教書案」、②藏人頭期間中の「御教書案」、③五位藏人期間中の「宣下案」、④藏人頭期間中の「宣下案」、という四冊からなっていたが、④は筆録を終えてから一年数箇月ののち、火難によつて失われてしまい、他の三冊だけが現存しているのである。

今回、翻刻を行ったのは、『宣秀卿御教書案』のうち「御教書案」の部分であり、宣胤の自筆原本である中御門本の第一冊、第二冊を底本とし、江戸時代の転写本によつてその闕を補った。「宣下案」すなわち第三冊の翻刻については、紙幅等の関係から今後を期すことにしたが、概要については本解題のなかでも触れ、本報告書第一部に詳細な人名索引（「宮内庁書陵部所藏中御門本『宣秀卿御教書案』第三冊・人名索引」、以下、「第三冊・人名索引」と称する）を付したので、その大要は窺い知ることができよう。

さきに触れたように、自筆本各冊の料紙の端には丁付が加えられている。これが筆録当時のものでないことは、第一冊の第一丁について本来の巻首ではないにもかかわらず、「二」と記されてあることから明らかである。また、第一冊には、文明十六年正月から長享二年（一四八八）正月までの約四年間の欠落が存在する。しかし、この間記載がなされなかつたわけではない。自筆原本は伝わらないが、江戸時代の転写本が伝存している。欠落部分をはさんだ前後で丁付の数字が連続しているの、丁付はこの四年間の分が冊子のうちから失われたのちに加えられたものであることがわかる。

この四年間の分については、今回、書陵部所藏壬生本『宣秀卿御教書案』（架蔵番号F一〇二五三、以下、単に壬生本と略す）第二冊を底本に用いて翻刻し、附録として末尾に掲げた。つぎに、同冊の書誌を記そう。

袋綴冊子、縦二九・八糎、横二二・一糎、渋引斜格子刷毛目表紙、紙捻結綴、表紙中央外題「御教書案宣秀卿」、表紙見返しに職事補任から中御門宣秀の記事を抜萃せる貼紙あり、扉中央「御祈事」、本紙四一紙、第一丁表右上単廓朱長方印「万里藏書」、同下単廓朱方印「尚房」、収載年代文明十六年四月く長享元年十二月、奥書（四〇丁裏）「此御教書案、伝来之本即宣秀卿／尤秘蔵々々、而古物披閱依有／破損之煩、今新令家僕書之、／抑件本之下焼損可惜事也、／仍不改其躰及字形模写訖、／正徳五載相月上浣（滋野井公澄）權中納言藤（花押）」（四一丁表）「這一帖故本、黄門公澄卿被持伝、或日於彼亭／加一見、案云、是宣秀卿父宣胤卿真跡歟、代子／息每事被筆記也、黄門云、定

誠可然、被若年ノ之筆跡、仍可改奥書云々、予頗令懇望之処、以ノ各別好被借与畢、於他全無之、可秘云々、至子ノ孫輒不可他見者也、ノ權中納言藤原(万里小路尚房)〔花押〕

右の奥書の意味するところは、大略以下のようになるだろう。正徳五年（一七一五）七月上旬、家伝の本として宣秀の自筆本を所持していた滋野井公澄は、古い本なので披覧によって破損することをおそれ、家僕に命じて下部の焼損の形状や筆跡までも模写させて副本を作成した。そして、ある日、公澄の亭で自筆本を目にした万里小路尚房は、これが宣秀の手になるものではなく、宣胤が代わって筆録したものであることを指摘した。すると、公澄もその通りだ、奥書を改めねば、と述べた。その際、尚房が借用を懇望したところ、特別に貸与を許された、ということである。

右の本の巻首に「尚房」の印章が捺されてあることからすれば、これが尚房自身が転写して所持に至った本そのものであったことは間違いない。つまり、公澄の貸与した本を転写した本ということになるわけである。

しかし、この奥書には、解釈のうえで問題となる点が存在する。一番気になるのは、尚房が借用したのは、宣胤の自筆本であったのか、副本であったのかということである。尚房の記述は、副本を借りたようには読めないのである。自筆本であったとすれば、ここに公澄の奥書が載せられてあるのは、公澄がこれを副本のみならず自筆本の奥にも加えていたためとみるべきであろう。尚房の指摘に際して公澄が奥書を改める必要に言いおよんだことは、この想定と適合するように思われる。

と同時に、まったく別の可能性もある。該本において、本文、公澄の奥書、尚房の奥書は、それぞれ筆跡が異なっている。これは、尚房が親本の筆跡まで模して写した（写させた）ものと見られなくもないが、公澄が自筆本の貸与のかわりに副本を譲り、尚房も借用した自筆本の転写に擬した奥書を加えたという可能性も考慮してよいだろう。ともあれ、壬生本第二冊は、正徳五年ごろに宣胤の自筆本を転写した本だとみられるのである。

この四年間分だけを収める『宣秀卿御教書案』としては、ほかに近衛家熙が転写した本から派生した写本の系統がある。⁽⁶⁾ そのひとつ東京大学史料編纂所（以下、史料編纂所）所蔵徳大寺本『宣秀卿御教書案』一冊（架蔵番号徳大寺一五三八）は、以下のような奥書を有している。

這一冊、宣秀卿以左少将公澄（滋野井）ノ本写之、尤可為正本者也、

元禄三年初秋上旬

家熙公判

右一冊、以家熙公御本ノ写之、尤不可他見ノ者也、

元禄十五年季夏上旬

徳大寺公全（花押）

元禄三年（一六九〇）、近衛家熙が「宣秀卿真跡」の本を書写したというのである。その親本は、壬生本第二冊と同じく、滋野井公澄の所蔵するものであった。先にみた公澄の奥書に「伝来之本」とあることから、この四年間分の自筆本は、滋野井家の相伝の本であったということがわかる。とすれば、遅くも公澄の養父実光の代には同家に所持されていたと考えられる。

『宣秀卿御教書案』は、多数の職事発給文書の文案を掲載するとともに、書札礼や文言の使い分けに関する詳細な注記が加えられていることも多く、後年の貴族にとって実用的な先例集として非常に有用であったと思われる。はたして、早くも天文十七年（一五四八）には第二冊から神宮奉行および県召除目にかかる部分が抄出されている。⁽⁷⁾

さらに、江戸時代に入ると多数の転写本があらわれる。網羅的な諸本の調査は実施していないが、その大半は、「御教書案」の二冊、つまり中御門本の第一冊および第二冊に相当するものからなっているようだ。そして、そこには右の四年間分は収められていない。なかで、流布本ともいえる系統の本の第二冊の末尾には、以下のような奥書が存在している。⁽⁸⁾

此一冊、為宣秀卿于時之助筆、父卿宣胤、令記給所也、自筆之記雖所持、恐

披覧之破損、又者為余分令書写、但予依愚筆之憚、命他筆者也、

慶安元年

経広卿也前権大納言判

慶安元年（一六四八）、宣胤の自筆本を所持していた勧修寺経広は、披見によつ

て同本の損傷することを案じて書写させ、副本を作成したというのである。これにより、慶安元年当時、『宣秀卿御教書案』の原本は、勸修寺家の架蔵に帰していたことがわかる。そのことは、中御門本第二冊の巻尾に、正保三年（一六四七）における経広の手になる修補奥書が存在することや、同第一冊の表紙外題が経広の筆跡であることから証される。

一方、中御門本の第二冊および第三冊の表紙の外題は、中御門宣衡（初名宣隆、のち成良・尚良、生没年一五九〇～一六四一、宣衡を名乗った期間は一六〇〇～一六三五）の手になるもので、その印章も押捺される。すなわち、十七世紀前期までは中御門家にあつたことが確実なので、十七世紀中葉に中御門家から勸修寺家に移ったということになる。

ただし、三冊すべてが勸修寺家に渡ったわけではなく、第一冊・第二冊と第三冊とはある時期伝来を異にしていた可能性が高い。国立公文書館所蔵『宣下案』（架蔵番号一四七六三）および『中秀宣下案』（架蔵番号一四七六四）は第三冊の転写本であり、それぞれ上下二冊からなるが、いずれの冊の末尾にも以下のような本奥書が載せられている。

右之宣下案、借請中御門黄門宣順、以宣胤卿真筆、命助筆書写畢、雖一冊、数枚之間依披見無術、分以作二冊者也、

前亜槐経広

勸修寺経広は、中御門宣順から宣胤自筆本を借受け、別人の手で書写させたが、丁数が多く披見が容易ではないので、二分冊にしたのだという。経広は慶安元年閏正月に権大納言を辞し、還任することなく寛文十二年（一六七二）閏六月に出家している。一方、宣順が権中納言であつたのは、正保二年二月から承応元年（一六五二）十一月の間である。したがって、この奥書が記されたのは、慶安元年から承応元年までの五年弱の間だと確定できる。

勸修寺家が第一冊および第二冊を入手したのは、経広が第二冊に修補奥書を加えた正保三年以前であろう。とすれば、第三冊のみは勸修寺家に渡ることなく、以後も中御門家に所蔵されていたということになる。第三冊にのみ経広の

手が増えられた痕跡がないことは偶然ではないといえる。さらに、流布本に第三冊に相当する部分が含まれていないことも、原本の伝来の相違に由来すると考えてよいのだろう。

ともあれ、流布本の内容は、慶安元年当時の原本第一冊、第二冊の状態を伝えるものだと見える。中御門本は、先述したとおり、第一冊について第十六と第五十二の二丁、第二冊について第四・第三十・第三十三・第四十二と第四十五の七丁、あわせて九丁を欠いている。ところが、流布本は、このうち第一冊の二丁、第二冊の第四および第三十の二丁、あわせて四丁分の本文を載せている。したがって、この四丁が失われたのは慶安元年以後で、流布本にも見えない第二冊の第三十三丁および第四十二と第四十五丁が失われたのは、それ以前であつたと確定して差し支えないように思える。

だが、前者の失われた時期は右に述べたとおりのだが、後者の「失われた」五丁は、はじめから存在していなかったと考えることもできる。まず、第四十一丁と第四十六丁とを見みると、前者の表裏には県召除目初夜および中夜の散状が記され、後者の表には竟夜の散状が写されている。初夜と中夜の散状が続けて記されてあるのに、竟夜の散状だけが五丁を隔てて書かれていたとみるよりも、三ヶ夜の散状は連続して書かれたと解する方が自然だろう。つまり、丁付さえなければ、そこに闕落を認める必要はないのである。さらに、第三十二丁と第三十四丁との間も、連続していたと考えて不都合がない状態にある。

いまひとつ気にかかるのが、先にも触れた天文十七年に第二冊を抄写した本の転写本である国立公文書館所蔵『明応記』（特三九一一一冊である。同本は、明応六年における神宮奉行と県召除目とに関する記事、中御門本の丁次でいえば、第二十四丁から第五十四丁までを抄出したものである。その内容を第二冊の現状と比較すると、単純な誤写を除けば、有意な相違はわずか三箇所に限られる。

第一点は、第二十九丁裏の末尾に位置する八月二十一日侍従大納言（三条西実隆）充中御門宣秀書状のあとに、以下の論旨を載せていることである。

一天静謐・四海安全、殊又宝祚長久・朝儀再興事、両宮一同可抽懇祈之由、

可被下知神宮之旨、被仰下之状如件、

(明応六年)
十月廿九日

(中御門宣秀)
左中弁判

(藤波伊忠)
祭主権大副殿

追申

禰宜闕経年之条、不可然之由、堅被仰下候也、

第二点は、第四十丁裏から第四十一丁表にかけて載せられてある明応六年三月二十二日に勾当内侍(四辻春子)に充てたと申しき中御門宣秀消息を載せていないことである。そして、第三点は、第五十三丁表に貼付されている付箋の内容を、第五十一丁に載せる「二、内覧事」の末尾に記していることである。

第三点については、この付箋の内容が、流布本ほかの転写本においても、『明応記』と同じ位置に載せられていること、およびその内容からみて「二、内覧事」の末尾に所在するのがふさわしいことから判断すれば、付箋は本来この位置(第五十二丁裏)に貼付されていたが、後世に現在の箇所(第五十三丁表)に貼り誤られたのだと解される。つまり、原本の錯簡のごときのものであり、両者の差異とは考えなくてもよいのである。また、第二点は、『明応記』がほかには省略を一切行っていないところからみて、単なる写し漏らしだったと考えられる。もちろん、流布本ほかの転写本では第二冊と同様に記されている。

すると、第一点こそ、唯一の有意な差異ということが出来る。さきの繪旨は『明応記』のみに見えるもので、流布本ほかの転写本にも存在していない。『明応記』は、この一通を載せることを除けば、第二冊第二十四丁から第五十四丁までを抄出したものだといつて誤りない。とすれば、第二冊の第三十三丁および第四十二〜第四十五丁は、天文十七年以前に失われたと考えざるを得ず、丁付が加えられたのもこれ以前だとということになるはずだ。

ただし、このように考えると、さきの繪旨の存在が不審になる。さきの繪旨が第二冊第二十九丁裏の次に記されていたとすれば、三十という丁付のある丁の表に収められていたはずである。しかし、流布本ほかの転写本から復原できる第三十丁にさきの繪旨は載っていない。つまり、さきの繪旨が脱落した一丁に

載っていたと考えると、丁付について齟齬が生じてしまうのである。それでは、さきの繪旨はどこに載っていたと考えるべきであろうか。

そこで、注目したいのは、この繪旨と同日・同内容で四大寺(延暦寺・園城寺・東大寺・興福寺)に充てて発給された繪旨四通が、第二冊第六十二丁表から第六十三丁表にかけて記されていることである。神宮に充てたさきの一通も、ここに一緒に載せられてよいはずなのに、載せられていない。なぜだろうか。

明応六年における神宮奉行に関する記載は、第二冊第二十六丁から第二十九丁までの四丁に連続して載せられており、二月四日の神宮奏事始から始まり、八月におよんでいる。ついで、第三十丁から第五十四丁まで県召除目についての記載がある。これは、正月二十八日久我(豊通)充中御門宣秀書状に始まり、三月二十三日中御門宣胤年給申文で終わっている。そのあとの第五十五丁表からは、四月二十二日当郷(近江蒲生郡中村郷)寺僧中充繪旨以下さまざまの文書が月日の順に写され、明応六年の年末に至るのである。

とすれば、宣胤は、二月四日に神宮奏事始の記事を書いたあと、年内の神宮奉行に関する記事を書いた分として三丁を白紙のまま残し、その次の丁から県召除目についての記し始めたものと考えることが出来る。そして、神宮奉行に関する記事は、月日を追って他の記載と混濁した状態で記すことをせずに、予め空けておいた三丁に書き継いだのである。すると、『明応記』のごとく、第二十九丁裏の内容に続けて十月二十九日の神宮に充てた繪旨が載せられていることには必然性が認められる。

ところが、八月で予め確保しておいた余白を使い切ってしまったので、十月にこの繪旨を続けて書くことはできなかったものと思われる。そこで宣胤は、繪旨を付箋に記して当該箇所(貼付した)ではなかるうか。付箋だとすれば、これが剥離したことで脱落する内容はこの繪旨一通だけに過ぎず、『明応記』と原本第二冊との相違について整合的に理解することができている。

以上の『明応記』との比較検討から、天文十七年における原本第二冊の第二十四丁から第五十四丁までの状態は、付箋一点が失われたほかは、現在と全く同

じであつた可能性が非常に高いことがわかつた。したがつて、丁付を加える際に錯誤がなかつたとすれば、第二冊の第三十三丁および第四十二丁、第四十五丁は、天文十七年以前に失われたということになる。

一方、先述したように、内容上の不連続が見出せないことを重視すれば、丁付を加える際に錯誤があつたとも考えられよう。その場合は、丁付が加えられた時期は天文十七年以後でも差し支えがない。あるいは、白紙がはさまれてあり、丁付も加えられたが、のちに除かれたという想定もありうる。結局、丁付が加えられた時期と「失われた」五丁の存否とについては、現在のところ、明確にすることはできないのである。

なお、転写本にのみ残る四丁分の本文については、今回、史料編纂所蔵東園本（架蔵番号四三七一―二四）全二冊によつて補つた。同本は先に述べた流布本に属する本ではないが、流布本の祖となつた勸修寺経広の作成した副本とは兄弟関係にある本だと思われる。その書誌は、以下の通りである。

第一冊 袋綴冊子、縦二八・三糶、横二二・〇糶、後補茶染紙表紙、四ツ目綴、表紙左上貼題簽「宣秀卿御教書案乾」、渋引刷毛目原表紙、原表紙中央「御教書案宣秀乾」、本紙九三紙、一〇三丁に目録、九三丁は墨付なし、巻末に後補遊紙一紙、収載年代文明十五年十二月〇文明十六年正月、長享二年正月〇明応二年二月

第二冊 袋綴冊子、縦二八・三糶、横二二・二糶、後補茶染紙表紙、四ツ目綴、表紙左上貼題簽「宣秀卿御教書案坤」、渋引刷毛目原表紙、原表紙中央「御教書案宣秀坤」、本紙八七紙、一丁に目録、八四〇八六丁は墨付なし、巻末に巻首に後補遊紙各一紙、五七丁表に付箋「或人命云、基賢私三曰、此義職事之作法歟、
／（下略）」、奥書（八七丁裏）「以或家本如形合書写者也、／尤不可有他見之者也、／藏人頭中将東園藤基賢」

東園基賢が藏人頭の任にあつたのは、承応四年正月二十日から明暦二年（一六五六）正月十一日のあいだのおよそ一年間である。先述のとおり、それより七年ほどを遡る慶安元年には勸修寺経広が所持していたことが確かめられるので、基

賢のいう「或家」も、おそらくは勸修寺家だったのであろう。

つぎに、念のために確認しておきたいのは、中御門本第一冊に欠落している四年間分も、本来は同冊のうちにあつたということである。中御門本第一冊は、下部に焼損痕と判断される朽損がある。朽損の度合いは、巻首に近いほど甚大で、丁ごとに見ると、綴じ代の方が最も大きく、下小口の中ほどがこれに次いでいる。また、四年間分の欠落部の前後に相当する第四丁と第五丁との損傷の形状はかなり異なっており、損傷時に連続していなかったことが知られる。

先述の壬生本第二冊の奥書に記されるように、滋野井家にあつた四年間分の原本にも「本之下」には焼損痕が存在していたという。壬生本第二冊は、墨線によつて損傷の形状を示しており、その形状は、模式化されているが、中御門本第一冊の焼損痕のそれとよく合致している。しかも、壬生本第二冊の巻首における焼損痕の形状は中御門本第一冊の第四丁のそれと、壬生本第二冊の巻末における焼損痕の形状は中御門本第一冊の第五丁のそれと近似しているのである。つまり、焼損にあつた際（おそらくは明応九年の大火）には、四年間分は中御門本第一冊の第四丁と第五丁との間に位置していたことが確かめられるのである。

また、第一冊の巻首に近いほど甚大な焼損を蒙っていることは、冊子が横に積まれた状態で上方から火が罹つたためと考え得る。とすれば、前闕になつているのは、おそらく最初の一丁がほとんど燃えてしまったためなのであろう。さらに、焼損痕の形状が描写されている位置に注目すれば、壬生本第二冊の丁替は原本の丁替をそのまま存していると判断できるので、かなり正確な臨模本だといえそうである。そして、同本の丁数は原本の丁数と一致するはずなので、本来第一冊は、百四十紙余りの非常に浩瀚な冊子であつたことも知られよう。

二 宣下案

つぎに、『宣秀卿御教書案』の内容について少しく詳しくみていきたい。行論の都合上、「宣下案」（中御門本第三冊）から先に述べることにする。「宣下案」については、今回翻刻を行っていないので、まずは具体的な記事をいくつか示す

ことにしよう。

①文明十五年九月十五日 宣旨

正三位藤原朝臣（水無瀬季兼） 季（勅許之由、民部卿申送之、水無瀬季兼、卿也、正三位、第一殿、尚可有、不審歟之間、付片字、且所相談都護卿也、甘露寺親長）
宣叙従二位、
藏人權右少弁藤原宣秀奉

藏人權右少弁藤原宣秀奉

②口宣一紙献上之、早可令下知給之状如件、

九月十五日

進上 日野中納言殿

權右少弁藤原宣秀奉

（以上、第6丁裏）

③文明十九年七月十九日 宣旨

從三位藤原朝臣（尚） 尚（九条大納言殿、尚、民部卿伝仰、白川忠富）
宣叙正三位、
藏人左少弁藤原宣秀奉

藏人左少弁藤原宣秀奉

（第39丁裏）

④大法師兼載（長字元八） 上卿（正親町三条公治）

宣叙法橋、田明兼蒙申之、茶十袋送之、

（第40丁裏）

⑤左近衛將監藤原光信（延徳）

同（延徳）廿七 上卿（勸修寺大納言） 勸修寺大納言（教秀）
宣叙常儀也、然上者、下官三書之条、無相違歟、
叙留常儀也、然上者、下官三書之条、無相違歟、
以女官自勾当内侍承之、將監六六位、官也、但五位以後猶

（第84丁裏）

⑥延徳四年七月十三日 宣旨

令文章博士菅原在数朝臣・同和長朝臣并式部大輔菅原朝臣撰進年号字、
藏人左少弁藤原宣秀奉

（第110丁裏）

⑦宣旨（三条西実隆）

左京大夫丹波朝臣親康
宣為施薬院使者、

右宣旨、早可被下知之状如件、

五月十二日

四位史殿

少弁判

（第96丁表）

⑧献上

宣旨

法印賢心申、請特蒙天恩、因准先例、被補天台法華会広学堅義探題職

事 副款状、

仰、依請、

右宣旨、早可令下知給之状如件、

七月十四日

進上 甘露寺中納言殿

左少弁宣秀奉

（第98丁表）

⑨宣旨 甘露寺中納言

法印權大僧都賢心申、請特蒙天恩、因准先例、被補天台法華会探題職

事 副款状、

仰、依請、

右宣旨、早可被下知之状如件、

七月十四日

四位史殿

左少弁判

（第98丁裏）

⑩宣旨（徳大寺実淳）

自來廿四日限以五ヶ日、為賁嘉樂門院七回聖忌、新供養法華十軸之真文、
可被展講論十座之梵筵、宜下知五畿七道、禁斷殺生、殊致濟肅、

右宣旨、早可被下知之状如件、

二月廿三日

四位史殿

右中弁判

成宣旨送之、加判返遣之、
(第15丁裏)

十点はいずれも中御門宣秀が発給担当者となった文書の控え(④・⑤は内容の摘録だが)である。それぞれの文書様式をいうならば、①・⑥は職事の口宣、②は職事の口宣送状、③は口宣案、④・⑤は口宣案を節略したもの、⑧は職事の書下(本解のある場合)、⑦・⑨・⑩は弁官の書下(⑨は本解のある場合)、ということになる。つまり、①〜⑥・⑧は職事としての、⑦・⑨・⑩は弁官としての発給文書を控えたものなのである。これらはすべて消息宣下にかかわる文書であり、それぞれの様式や機能、さらには中世公家政治のなかでの位置付けについては、すでに富田正弘によって詳細な検討が施されており、改めて縷説するにおよぶまい。

本冊の内容の大半は、官位の任叙にかかるとの、①〜⑤のような記載が過半を占めている。一方、⑩は五畿七道諸国充の官宣旨の発給過程で作成されたものだと思われるが、当該期の官宣旨は儀礼的なものに限られ、発給数自体がきわめて稀少であることに対応し、このような記載は非常に少ない。そして、本冊の史料としての価値は、官位の任叙に関する記事ついて最も高いといえる。

本書に記載のある任叙官位のうち、『公卿補任』・『歴名土代』さらには同時代の記録類、あるいは発給されて現存する口宣案などによって知ることのできる事案も少なくはない。とはいえ、本冊によってのみ知られるものの方がさらに多い。そのうえ、他の史料から任官したこと自体は知られる場合でも、いつ任官したのか知られないことも多く、本冊によってはじめて任日が知られる事案も少なくない。

例えば⑤は、室町時代中後期を代表するやまと絵の絵師にして絵所預であった土佐光信を刑部少輔に任ずる口宣案を控えたものである。従来、『御湯殿上日記』延徳二年正月八日条に「とさのしやうけん」とあり、『土佐家文書』所収延徳二年閏八月二十四日付室町幕府奉行人奉書に「土左刑部少輔光信」とあることから、この八箇半月の間に任官したことは知られていたが、二月二十七日という任日は⑤の記事によってはじめて明らかにされるものである。

本書独自の記載としてより注目すべきなのは、個々の官位の任叙にかかる記載に付帯する注記である。そこに載せられているのは、書札礼に関わる注意事項が少なくないが、それ以上に、被任叙者と天皇あるいは前將軍の許諾を職事に伝達した者が誰であったかという記述が多い。これは、発給された口宣案等からは直接に窺い知ることのできない非常に貴重な情報だといえる。具体的には、「第三冊・人名索引」において摘録したところだが、かかる記載の有効性についてみてみよう。

まず、勅許の伝達者について、先に掲げた①・②を見ると、白川忠富が勅許を伝達したことが記されている。すでに明石治郎が主として日記類によって明らかにしているが、この当時、勅許を職事に伝達する経路としては、伝奏のほか、女房・近臣を経ることがあった。明石はさらに、後土御門天皇期における近臣のなかでは、白川忠富(延徳二年六月に神祇伯に任ぜられたのは忠富王)が顕著な活躍を示しており、勅旨の伝達に奉書を用いる場合のあったことも指摘している。はたして、「第三冊・人名索引」を一瞥すると、忠富は勅許の伝達者として、伝奏勸修寺教秀および賀茂伝奏甘露寺親長に勝るとも劣らぬ活動を行っていたことが確かめられる。ほかに、近臣としては、三条西実隆・庭田雅行・山科言国などに同種の活動の徴証があるが、忠富に比べると量的にはるかにおよびないといわざるを得ない。

本冊は、雑任については省略があるものの、中御門宣秀が五位藏人として宣下にあたった事案をほとんど網羅しており、その分析から導き出される数量的な傾向は有意なものだと考えられる(親長による勅許の伝達の回数が教秀のそれに比してさほど見劣りしていないのは、賀茂奉行であった宣秀が親長からの伝達を一手に引き受けていたためである、といった詳細な諸条件の検討を別途に要することはいうまでもない)。とすれば、本冊を通覧することで、明石の示した見通しの正しかったことが検証できるわけである。

さらに、忠富による勅許の伝達に奉書が用いられたという点については、紙

背文書を通覧することでより明瞭に確かめることができる。つぎに掲げるのは、第一冊の紙背文書として残されている白川忠富奉書（折紙）である。

⑪九条大納言殿正三位事、今日勅許候、可令宣下給候也、

（高経）
（文明十九年）
七月九日

（白川）
忠富

（中御門宣秀）
左少弁殿

（第1冊第12丁紙背）

これは、宣秀に充てて、九条尚経の正三位への昇叙について勅許のあったことを伝え、その宣下を命じたものである。つまり、先述の③に対応するもので、「民部卿伝仰、」とある注記の具体的な姿だといえる。

これに限らず、紙背文書のなかには、注記にみえている勅許の伝達について、その具体相を示すものが少なくない。つぎに掲げた文書は、第三冊の紙背文書として残っている女房奉書である。

⑫文のやうひろうして候、しゆ上の事、御心え候、せん下の事、そなたよりしきしにおほせられ候へとおほせ事候、

（返シ書）
（第3冊第10丁紙背）

適宜言葉を補って語釈を加えると、手紙の旨は天皇に披露しました。従上への昇叙のことはお許しがありました。宣下については、その方より職事に伝達するようにとの仰せがありました、ということになる。つまり、何者かが消息によって女房を通じて天皇に昇叙の許可を求めたのに対し、女房が奏聞を行い、勅許のあったことと、申請者自らが職事にこの旨を伝えて口宣案の発給を受けるようにという指示とを伝えた文書なのである。

それでは、いつ誰が昇叙した際のものであろうか。まず、二次利用面には延徳四年七月から九月の記事があり、それ以前のものだということが明らかである。さらに、その前後の紙背文書に長享二年から同三年にかけての文書が多いことも考慮する必要がある。以上を念頭において、第三冊において従五位上または従四位上への昇叙で、女房の消息で勅許が伝達されたという記載のあるものを探すと、唯一該当するものとしてつぎの記事が見つかった。

⑬長享三年三月十一日 宣旨

（四辻春子）
勾当文、大藏卿送之、
（勅修寺経茂）

従四位下藤原俊名朝臣

宣叙従四位上、

藏人 （左少弁藤原宣秀）

（第65丁表）

そして、⑫の女房奉書の三丁前の紙背文書にはつぎのような書状があった。

⑭俊名朝臣一級事、被申奉候者可仰候、四品へ去々年候、無可争之上首事候、

可然之様申御沙汰候哉、恐々謹言、

（長享二年）
十二月廿七日

（勅修寺）
経茂

（第3冊第10丁紙背）

勅修寺経茂が坊城俊名の昇叙についての奏聞を委嘱した書状である。俊名は、文明三年に二十九歳で薨じた坊城俊頭の遺跡を九歳で継いだのだが、専ら実父である勅修寺経茂の後見をうけて廷臣としての活動に励んでいた。したがって、経茂が俊名の昇叙について周旋にあたっているのは当然なのである。

俊名が従四位下となったのは、文明十八年七月二十三日のことなので、⑭の書状は、その二年後の長享二年の年末のものだと知られる。おそらく、この際には宣秀に付して奏聞をはかったものの勅許が得られず、翌年に再度勾当内侍四辻春子に付して望んだ結果出されたのが⑫の女房奉書であり、⑬の口宣案の発給となったのであろう。関連文書は一括して破棄された可能性が高く、わずかな数紙を隔てて⑭の書状が存在していることは、⑫の女房奉書が⑬に見える「勾当文」であるという推定を補強するものだといえよう。

⑫のように廷臣が女房奉書を職事に転送する（その際、廷臣自らの書状を副えるものと思われる）ことで口宣案の発給を受ける事例の徴証は、紙背文書のなかにほかにも見出すことができる。

⑮ （端裏銘）
（延徳四正）

文のやうひろうして候、ほつせう寺の三ゑのかうしのこと、御心え候、そなたよりいつれのしきしにもおほせられ候へく候、この文にあなかしくを
はなにとてかゝれ候はぬやらん、正たみなく候、又昨日おほせられつる、
たまくの御てんにておほせられ候に、こしやう申され候、かやうに候て
は、くわんしゆなとをもいられ候へきとおほしめし候とおほせ事候、

（切封ウハ書）
「御事」

（第1冊第92丁、第87丁紙背）

これは、延徳四年正月二十一日付けで大法師銳運を天台三會講師とする口宣案に対応するものであろう。「いつれのしきしにても」とあり、女房に消息を付して奏聞をはかった人物が、勅許の明証を随意の職事に転送し得たわけである。また、勅許が伝達される際、職事に送付されたものとして、女房奉書や書状のほか、つぎの⑬や⑭のような折紙の申文があったと考えられる。それぞれに対応する第三冊の記事とあわせて掲げよう。

⑬申 権少僧都

権律師実誘

勅許 長享三四廿五

上卿 勅修寺大納言
(教秀)

(第1冊第63丁紙背)

⑭四月廿五日 上卿同
権律師実誘

宜任権少僧都、

自勅修寺以使被見女房奉書、

(第68丁表)

⑮申 正五位下

從五位上源政宗

〔見返〕奥書
勅許 長享三七二

(第1冊第62丁紙背)

⑯長享三年七月二日

從五位下源政宗

宜叙從五位上、
北畠侍從也、

藏人 〔左少弁藤原宣秀奉〕

(第75丁裏)

⑰によると、勅修寺教秀は宣胤の許に使者を送り、女房奉書を提示すること
でこの口宣案の発給命令を伝達したとだけ記されている。しかし、実際には⑬
の申文が宣胤の手許に残されていたのである。つまり、職事に伝達を行う時に
は、伝達を正確ならしめるために、⑬のごとく、奏聞の際に使用された折紙に加
銘して添付することが行われたと考えることができる。

また、⑱によれば、奏聞にあたった庭田雅行の書状により勅許が伝達され、口
宣案が発給されたものの、当位を從五位上とすべきを從五位下と誤り、再発行
がなされたことが知られる。⑲の申文が当初から送付されてあったにもかかわらず
宣胤が書き間違えた可能性もあるが、再発行を要請する際に送られてきた
ものとも考えられる。

ともあれ、申文を添付することは、さきのような誤りを防止するためにも有
効であろうから、伝達の正確さを担保するために職事の手許に送付される場合
が多かったに違いない。『宣秀卿御教書案』の紙背文書に申文が多数残されてあ
ることは、本報告書第I部に収めた「宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書
案』紙背文書目録」(以下、「紙背文書目録」と称する)を見れば容易に窺い知るこ
とができる。

ここまで勅許が他の廷臣から職事に伝達される場合をみてきたが、もちろん
職事が自ら奏聞にあたることも多かった。ただし、その際にも参内して奏聞に
およぶよりも消息の往返によって実現される場合の方が多かったようだ。つぎ
に、そのような事例を見てみよう。

⑳ 依無差事候、久不申奉、背本意候、御閑日光臨可喜入候、兼亦愚息侍従事、
今日吉日候間申入度候、申御沙汰可為祝着候、此趣弁殿可被申候、事々尚期
面会候也、謹言、

六月廿六日

〔延徳四年〕

〔花山院政長〕

(第1冊第79丁紙背)

㉑ 文のやうひろうして候、前右ふし、この事申され候、御心え候ぬ、せん下候
へく候よし、おほせ事候、

(第1冊第80丁紙背)

㉒ 延徳四年六月廿六日

從五位下藤原忠輔

宜任侍従、

藏人 〔左少弁藤原宣秀奉〕

(第108丁裏)

⑳芳報之趣、喜承候了、抑侍従事、勅許令祝着候、早速申御沙汰、不知所謝候、口宣案慥賜候了、千万祝悦相兼候、兼亦書籍被遊進候哉、炎暑之時分、
殊御辛勞察口口候、『心事尚期面会令省略候也、謹言、
(延徳四年)
六月廿七日
(切封ウハ書)

〔花押〕 (第1冊第85丁、第84丁紙背)

㉑は、花山院政長が宣胤に充てた書状で、子息忠輔の侍従任官について勅許を得るため、宣秀に奏聞を依頼したものであった。これをうけて、宣秀(以下も含め、宣胤が宣秀の名前で執行していた可能性が高い)はただちに禁裏の女房に消息を付して奏聞を行ったのである。その返事だと思われる㉒は、宣秀に対して、忠輔の侍従任官について勅許のあったことを伝え、宣下を命じている。宣秀はこれをうけて㉑のような口宣案を作成し、政長の許に送ったはずである。宣秀はこれ。口宣案を受けとった政長の礼状が㉓なのである。

ここまで勅許の伝達者に注目して見てきたが、つぎに被任叙者と天皇あるいは伝奏・職事とのあいだを取り次いだ仲介者に注目してみたい。㉔は連歌師兼載を法橋に叙する口宣案を控えたものである。兼載はもともと宗春と称していたが、文明十八年十二月以前に兼載に改名したことが知られている。ただし、その改名の契機や名前の由来は不明とされてきた。⁽¹³⁾ところが、この記事を見ると、兼載は改名の翌年に円明坊兼豪の仲介によって法橋に叙されているのである。兼豪は歴代山門使節となる有力山徒円明坊の坊主であり、兼載の「兼」字はその偏諱を受けたものであることが容易に推測される。だとすれば、兼載への改名は、法橋の僧位を得るため、兼豪との結びつきを強めることに目的があった可能性が高いとみることができよう。このように仲介者に関する注記は、多様な人間関係のネットワークの一端を示すものであり、読みとり方次第で非常に貴重な情報源となるのである。

また、仲介者が明記されていない場合でも、口宣案ではなく口宣が記されていることで仲介者が浮かびあがって来ることもある。

㉔文明十七年三月十八日 宣旨

從五位上藤原雅俊 (飛鳥井) 勸修寺大納言奉書任之、雅俊(飛鳥井也、
宜叙正五位下、
從五位下紀俊連 俊連(紀ノコクサウ、
宜叙從五位上、
藏人權右少弁藤原宣秀 (第3冊第13丁裏)

発給文書である口宣案は、原則として一通一件であるが、宣下のための手続き文書である口宣の場合には一通に複数の案件が記されることが珍しくなかった。一紙に記されてある二つの案件には相互に無関係の場合もあるが、密接な関連を有する場合もある。この場合、紀俊連の妻室が雅俊の姉妹である⁽¹⁵⁾ことからすれば、雅俊および俊連室の父である飛鳥井雅親(法名榮雅)が教秀を通じて子息雅俊および女婿俊連の昇叙について同時に奏聞をはかったことに由来することが容易に推測できる。つまり、口宣の特性を利用することで、明記されていない情報を得ることができる場合があるということである。

以上見てきたように、『宣秀卿御教書案』『宣下案』は非常に豊富な情報を有しており、『宣秀卿御教書案紙背文書』をあわせみる、あるいは一見些細な記載も他の史料とあわせみること、きわめて有効に活用できるのである。なお、本章では触れなかった武家の官位については、本報告書第Ⅱ部論攷編『宣秀卿御教書案』にみる武家の官位についてで詳述したので、あわせて参照されたい。

三 御教書案

つぎに、今回翻刻を行った「御教書案」(中御門本第一冊・第二冊および壬生本第二冊)について述べることにする(冊次丁数を示すので、適宜後掲の翻刻を参照されたい)。

「御教書案」の基本的な性格は、宣秀が職事として奉行にあたった際の発給文書を書き留めたものということになるだろう。しかしながら、その範疇に収まらないものもないわけではない。例えば、壬生本第二冊十四丁裏(以下、適宜翻

刻を参照されたい)には藤氏長者宣を載せている。宣秀は、時の藤原氏長者近衛政家の家札でも家司でもなかったが、多武峯の申請に従って発給を担当したのだという。また、第一冊十丁裏に載せる一条冬良御教書は、一家家の家司としての発給文書である。すなわち、本書に載る宣秀の発給文書は、必ずしも職事として発給した文書には限られないのである。

さらに、第一冊十七丁表から二十丁表にかけて記されている「貢馬伝奏事^{長享二}」に至っては、宣秀の活動と全く無関係だといつてよい。貢馬伝奏を勤めていたのは宣胤であり、同様の内容を有する「貢馬伝奏事^{明応二}」は、『宣胤卿記』の別記として伝来している。また、第一冊四十二丁表から四十四丁表にかけて記される「御経供養事^{延徳二}」は、標題の下方に「伝奏事^有同在之」と記すとおり、奉行宣秀にかかる記事とともに、伝奏宣胤にかかる記事を併載している。明応改元にかかる記述も同様である。つまり、宣胤が伝奏した行事についても若干ながら記載があり、宣胤が宣秀を代行して筆録したという基本的な性格を逸脱する部分も存在するわけである。

「御教書案」と『宣胤卿記』の別記とが同様の性格を有する場合のあることは、先述した撰関家家司としての発給文書についても該当する。『宣胤卿記』の別記のなかには、「渡方」(あるいは「渡方付南曹方」と題されるものが三冊存在している。一冊目は、一条冬良の関白初任時のもので、長享二年九月から明応二年三月におよび、二冊目は、一条尚基の関白在任時のもので、明応六年六月から十月まで、三冊目は一条冬良の関白再任時のもので、明応六年十月から同八年三月までの分である。

「渡方」の内容の主要部分は、撰関家の家司および勸学院別当(南曹弁)としての宣秀(およびその意を奉じる青侍の今井朝貞・近藤秀重等)の発給文書の控えであり、若干の宣胤書状の控えを含む点も含めて、「御教書案」と類似するものだと見える。さらに、冬良の関白再任期間は文龜元年(一五〇一)にまでおよんでいるのに、「渡方」三冊目が明応八年三月で終わっているのは、同年四月に宣秀が参議に昇進したことで南曹弁を辞したことに拠るものと思われる。また、『宣

胤卿記』の別記のうち宣胤自身の在任にかかる「長講堂伝奏」や「貢馬伝奏事^{明応二}」には表紙右下に「権大納言(花押影)」または「権大納言宣胤」と記されているのに対し、「渡方」にこれがないことも考慮すれば、「渡方」も基本的には宣胤が宣秀を代行して筆録したものであったと考えてよからう。

以上の検討からすると、『宣秀御教書案』『御教書案』も『宣胤卿記』の別記として伝来したとしても不思議ではなかったように思われる。とすれば、「御教書案」や「渡方」は、宣胤が宣秀の筆録すべきものを代行したというにとどまらず、中御門家において作成した文書の内容に応じて分類して控えたものだと把握した方が実状に沿ったものではないかといえるかもしれない。したがって、『宣胤卿記』別記のうちの「渡方」や宣胤自身の在任にかかる「長講堂伝奏」なども『宣秀御教書案』と併せて詳細に検討すべき史料だということになるが、それについては今後を期したい。

右に述べたように若干異なる性格の文書を収めるとはいえ、「御教書案」に収められている文書は、大まかにみるならば、宣秀が奉者となった論旨と宣秀が行事の奉行職事として発給した文書とからなっている。そして、後者について、宣秀が奉行した主要な行事等を年別に示すと次のようになる。

文明十五年	歳末卷数
文明十六年	春季春日祭、御不予御祈、内侍所御神楽、歳末卷数
文明十七年	太元法、病事流布御祈、歳末卷数
文明十八年	四方拝、太元法、春日社造替木造始日時定、歳末卷数、任大臣宣下
長享元年	太元法、関白宣下、春日社立柱上棟遷宮日時定
長享二年	春季春日祭、一条冬良内大臣拝賀、関白宣下、貢馬伝奏(宣胤)
延徳二年	元日節会、春季春日祭、後花園院忌辰御経供養
延徳三年	四方拝、秋季春日祭、准后并任大将宣下
明応元年	白馬節会、改元定、親王除服并重服中禁中同宿事
明応二年	元日節会

明応四年 御体御卜、秋季春日祭

明応五年 踏歌節会、内侍所御神楽、御体御卜

明応六年 神宮奉行、県召除目、御体御卜、関白宣下(両度)、御祈、
後花園院聖忌御経供養

明応七年 春季春日祭、法親王宣下

文明十五年から同十八年まで四年連続して歳末巻数のことを取り扱っているのは、長享元年春まで新任の職事として御祈奉行の任にあったことによるものである。⁽¹⁶⁾ これらの記事を見ると、各寺社からの巻数を受けとった御祈奉行は、それぞれに請取状を認めるとともに、すべての巻数をまとめて目録を作成し、消息を添えて禁裏に送ったことが知られる。そして、紙背文書を見合わせると、御祈奉行の手許には各寺社からの巻数送状が反古として残されていたことがわかる。巻数送状をいくつか掲げてみよう。

②⑤ 朝家万歳、抽宝祚長久御精誠、任旧例、深沙大王護摩供御巻数一合、捧上之候、嚴重御奏聞所仰候、恐惶謹言、

正月廿六日

白山豊原寺衆徒等

進上 御奉行所

(第1冊第7丁紙背)

②⑥ 長日御祈禱恒例之御巻数一合、令進覽候、殊抽懇誠令勸仕候由、可然之様、可令披露給候、恐惶謹言、

十二月 日

西大寺
沙門秀如(花押)

進上 人々御中

(第1冊第35丁紙背)

②⑦ 恒例歳暮御祈禱抽丹誠巻数一合進上仕候、以此旨可預御奏聞候、誠惶誠恐謹言、

十二月三日

権大僧都甚清

進上 御伝奏貴所

(第3冊第30丁紙背)

(封紙)
天平寺山目代

進上 伝奏貴所

甚清

(第3冊第41丁紙背)

また、文明十八年の年末(壬生本第二冊二十九丁表)に禁裏に進上した目録の書様が載せられているが、これと合致する折紙の書き止しが紙背文書に残っている。

②⑧ 御巻数進所々 次第不同

熊野山 白山

今宮社 金龍寺

高野山 亭子院

戒光寺 七観音院

參詣寺 最福寺

長福寺 ○以下、書かず、

(第3冊第84丁紙背)

このように、「御教書案」についても「宣下案」の場合と同様、紙背文書と組み合わせることで、この時期の職事としての活動について、より具体的な理解が可能になるのである。

諸行事の奉行に関する記事のなかでは、明応六年三月の県召除目に関する記載が最も充実したものだといえるだろう。これには、第二冊の第三十丁(転写本による復原)から第五十四丁までの二十五丁が費やされており、非常に詳細にわたっている。この間、次第覚書とでもいうべき一書形式からなる少なからぬ分量の地の文が載せられているが、書き留められた文書も多い。その数は三十八点(複数の充所を有する文書が多いので六十一通になる)に及んでいる。

なかで、宣秀が奉じて廷臣や地下官人に対して参仕や勘申などを命じた編旨(催状)が最も多く、宣秀または宣胤が勾当内侍四辻春子に対して奏聞を依頼し、天皇へ報告を行い、あわせて指示を求めた消息がこれにつぐ。ほかに、除目に際しての官職所望の目録や除目各夜の散状など、天皇に提出するために作成した文書の少なくない(散状は、天皇のほかに関白および室町殿にも提出する)。

一方、宣胤・宣秀父子以外の手になる文書はわずかに四点に過ぎない。その内訳は、陰陽頭土御門有宗の提出した日次勘文、局務押小路師富が先例を勘申し

た折紙、関白が執筆を勤める場合の小折紙の取り扱いについて、前関白太政大臣一条冬良および関白近衛尚通が諮問に答えた書状（尚通については家司藤井嗣広の書状）からなっている。日次勘文が天皇に送達されたのはもちろんだが、残る三通についてもその前後に載せる宣胤の仮名消息によって、天皇に送付したことが確かめられる。つまり、四通とも宣胤・宣秀父子の手を経て天皇に提出された文書の控えだったのである。

また、右に掲げた宣秀の奉行した諸行事の一覧のうち、明応元年の「親王除服并重服中禁中御同宿事」は、官人・廷臣への勘申・諮詢の事務にかかるもので行事の奉行とはいいがたいうえ、宣胤・宣秀父子の発給文書が一通しか載せられていない点においても特異なものだといえる。これは、同年七月二十日に皇儲勝仁親王の生母である新大納言典侍庭田朝子（死没の前日に従三位に叙せられ、当日准三宮の宣下を受けた）が没したため、それ以前禁中に同居していた親王について、除服の宣下を行うべきか、さらに重服中に禁中に帰住することの可否が問題となった際のものである。

この時の宣秀が行ったことは、官務・外記両局に対して先例を勘申するように求め、ついで提出された両局の勘例を提示して撰関経験者三人（一条持通・近衛政家・一条冬良）から申詞を徴し、さらに親王家勅別当であった転法輪三条実香を通じて天皇の指示を受け、甘露寺親長および勸修寺教秀からも申詞を徴するというものであった。したがって、そこに記されている文書は、両局への勘申を命じる宣秀の折紙一通以外は、勘例とそれに附帯する日記（園太暦・有家宿禰記）の抄出、および申詞だけということになる。これらはいずれも天皇に送達する文書であり、宣秀の手を経て天皇に提出した別人の発給文書の控えということになるから、先に見た梶召除目の場合と共通する面を見出すことができるだろう。

なお、この諮問の結果、消息宣下によって勝仁親王の除服が宣下されることとなり、宣秀はその宣下を担当している。当然のことながら、宣下に際して作成されたのは口宣であり、それは、「宣下口宣案有別帖」と記されているとおり、「宣下案」つまり第三冊に収められているのである。

ほかにも明応五年の踏歌節会を奉行した際には、元日・白馬の両節会を停止したにもかかわらず、踏歌節会のみを行うことの可否についての諮問が行われており、七人（近衛政家・一条冬良・近衛尚通・甘露寺親長・勸修寺教秀・徳大寺実淳・花山院政長・二条尚基）の申詞が載せられている。このように宣秀の手を経て禁裏に進上する文書（日次勘文・両局勘例・申詞など）は多数記されているのだが、逆に天皇の意思を宣胤・宣秀に対して伝達する文書はほとんど見当たらないのである。

行事の奉行に関する記載の内容は、ほかの事案でもおおむね右にみたようなものであるが、そこに記された様々な文書のなかで注目すべきとして、諸行事の料足注文（伝奏・職事の作成にかかる）および料足注進状（出納等の作成にかかる）の存在を指摘しておきたい。これらの経費に関する記述は、幕府財政と朝廷儀式との関わりのある方、応仁・文明の乱後の朝儀遂行における新事態の展開などを窺うために非常に有用であり、今後の研究が俟たれるところであろう。

また、先に述べた天皇の意思を宣胤・宣秀に対して伝達する文書載せていないことは、行事の奉行に関するものに限らず、その他の論旨の発給においても同様である。すなわち、「御教書案」も「宣下案」と同じように、発給された論旨について、論旨受給者と天皇あるいは職事とのあいだを取り次いだ仲介者、および勅許を職事に伝達した者を注記している場合が少なくない。そして、勅許の伝達は、女房奉書や伝奏奉書、さらには白川忠富（忠富王）をはじめとする近臣の奉書で行われたことが多いのだが、これらの奉書自体は、「宣下案」におけるのと同様、ほとんど記録されていないのである。

具体的に述べれば、「御教書案」全体を通じて女房奉書はわずか六通しか収められておらず、うち五通は行事の遂行等について宣胤・宣秀に指示を加えたものであり、一通のみが申請にもつき論旨を発給することを認めたものであった。さらに、伝奏奉書も賀茂伝奏甘露寺親長の奉書二通が見えているに過ぎず、その他近臣が奉じて論旨の発給を命じる奉書も一通しか見出されないのである。

唯一書き留められてある論旨発給を命ずる女房奉書（第2冊第58丁裏）は、明応

六年七月、大和長谷寺の勸進僧玄空に上人号を勅許したにかかるものである。玄空は、これより約八年を遡る延徳元年、一条冬良の依頼（義政の意を承けたという）をうけた大乘院尋尊の命によって長谷寺から呼び出され、京都大報恩寺（千本釈迦堂）修造のための勸進に従事した⁽¹⁷⁾。その際、冬良が労を執り、同じく宣秀が奉者となり、玄空に対して貴賤の勸進を認める論旨が発給されている（第1冊第24丁表）。ところが、玄空について上人号を用いたこと、および玄空自身を充所としたことが天皇の容れるところとならず、結局、論旨の発給が撤回されるという事態に至ってしまう。今回論旨の発給を求めたのは、長谷寺別当でもあった大乘院尋尊だが、宣秀（宣胤）は前回の轍を踏まないように、天皇に対して十分な説明を行ったのである。女房奉書では、前回の件については記憶がなく、尋尊の申請であれば問題あるまいとの叡慮が示されている。さらに、宣秀が尋尊（充所は出世奉行）に充てた副状も書き留められており、特殊な経緯があったため、ことさら女房奉書も記録しておく必要を認めた事例とみることができよう。

また、賀茂伝奏親長奉書のうちの一通（第1冊第22丁表）は、東寺大勸進海乘に諸国勸進を認める論旨の発給を命じたものであるが、これには海乘の希望にしたがって論旨とともに伝奏奉書までを手交したことが注記されており、手許に記録を残すために写し取ったものと思われる。だとすれば、宣胤・宣秀に天皇の意思を伝達する文書については、手許に原文書が残るので、わざわざ記録する必要を認めなかったと解釈することが可能である。

いまひとつ書き留められた親長奉書（第1冊第49丁表）は、二星合に際して賀茂下上両社に祈禳を命じる論旨（祠堂充てなので、形式は青侍奉書⁽¹⁹⁾となる）の発給を命じたものである。これについて注目すべき点は、「折紙也、太以不可然」という注記が存在していることだろう。すると、書式が軽微に過ぎると認識した宣胤が、悪しき見本として記録しておいたのだとみることができよう。

唯一書き留められた近臣の奉書である楽所奉行松木宗綱奉書（壬生本第2冊12丁裏）も、これと同様の契機で書き留められたもののようだ。これは、楽人豊原繁秋に撰津・河内両国内の所領を安堵する論旨の発給を命じたものだが、直後に「此奉書々様不審事」として、長からぬ文書について三箇所にあたる不適切な文言を指摘しているからである。指摘のなかに、伝奏でなく楽所奉行に過ぎない宗綱は、「之由、被仰下候也、」ではなく「之由、内々被仰下候也、」と記すのが正しいとあり、伝奏奉書と近臣の奉書との相違を考えるうえで興味深い。そして、これらと同じように、宣胤・宣秀に対して天皇の意思を伝達し、論旨を発給を命じた文書は、「宣下案」の場合と同様、紙背文書のなかに若干を見出すことができる。以下、具体的に掲げてみる。

⁽¹⁸⁾ 仰（端裏銘）長享三十一

文のやうひろうして候、（樂室教忠）権のそちちよふくの事、御心え候よし、おほせ事候、
（第2冊第51丁紙背）

⁽¹⁹⁾ 御文のやうひろうして候、（勸修寺教秀）くわんしゆう寺の前大納言ちよふくの事、御心え候ぬ、せん下候へく候よし、おほせ事候、
（第2冊第57丁紙背）

⁽²⁰⁾ 稻荷上社神主職儀闕候、以権禰宜親世可被補任候由候、如先例可令下知給候旨、被仰出候也、恐々謹言、
（白川）忠富
（第1冊第67丁紙背）

（中御門宣秀）六月四日
（白川）藏人左少弁殿
（第1冊第86丁表）

前二者は、いずれも廷臣を除服出仕せしめる論旨を出すことを命じた女房奉書で、⁽²⁰⁾は長享三年六月九日葉室教忠について（論旨は、第1冊第22丁表にあり）、⁽²¹⁾は明応元年十月十一日勸修寺教秀について（論旨は、第1冊第86丁表にあり）のものである。⁽²²⁾は、稻荷上社権禰宜秦親世を同社神主に補任する論旨の発給を命じた白川忠富奉書（折紙）で、「御教書案」に書き留められた論旨（第1冊第21丁裏）の注記に「民部卿伝仰」とあることに対応するものである。なお、この論旨にかかる注記に「此書様事猶有前、」とあるのは、壬生本第二冊に載せる文明十七年七月六日の稻荷中社および同上社の神主職を補任した二通の論旨（17丁裏、18丁表）を指すものであり、本来壬生本第二冊に相当する分が中御門本第一冊の

うちに存在していた証左になるものといえる。

勅許の伝達者としては、先述のとおり「宣下案」と同じように、女房のほかにも、伝奏勸修寺教秀と賀茂伝奏甘露寺親長、そして白川忠富に代表される近臣が現れることが多い。なかでも、忠富は非常に顕著な活動を示している。忠富の活動のなかで特に注目すべきなのは、吉田兼俱の申請を天皇に奏聞し、勅許を受けた事案の多いことである。

兼俱にとつても最も重要だといえる二度の勅裁、すなわち、文明十六年十一月二十三日の斎場所の建立遷宮を認めた綸旨（壬生本第2冊第11丁表）、延徳元年十一月二十一日、吉田社に降臨したと神宮の神器と称するものを観覧し、これを「太神宮真実之御躰」と認め、同社太元宮に安置させた綸旨（第1冊第23丁表）、これら両方とも忠富の奏聞にかかるものであった。なかんずく後者について、忠富の手になる綸旨の文案を示された宣胤は、天皇が「太神宮真実之御躰」と認めたとという文言に驚愕し、忠富に対して確認のための書状を送ってさえている。すると忠富は、天皇の言葉を真正に伝達したのに、これに疑念を差し挟まれて非常に不愉快である。もしなお不審があれば、案文を返却していただき、その旨を天皇に申し入れよう、という返事を送って来たといふ⁽²⁰⁾。

清原宣雄が、早く戦時中において、江戸時代以来「兼俱の謀計」として断罪されてきた右のような所為が朝廷内で受容されるに際しては、忠富の協力があつたことが重要だとの指摘を行っているとおりであろう⁽²¹⁾。ただし、清原は、忠富が神祇伯白川家の一員（延徳二年六月以後は当主）であるという点に重要性を認めていたのであるが、それとともに、忠富が後土御門天皇随一の側近であり、天皇の意思決定に甚大な影響を及ぼし得た点にも注目する必要があるだろう。かかる視点からも、「御教書案」の記載は大きな手がかりとなるわけである。

先に「宣下案」については、勅許が伝達される際に折紙の申文が添付され、それが紙背文書に残っていることを見たが、「御教書案」においてもわずか一件だけが同様の事例を見出すことができる。

⑳ 東福寺門徒
㉑ 光通寺

御祈願所事

（第1冊第93丁紙背）

これは河内光通寺を勅願寺となす綸旨（第1冊第65丁裏）の発給にかかるもので、勅許を伝達した庭田雅行から送られてきたものと思われる。

また、寺社の申請を受けて出される綸旨の発給にあたっては、各寺社から申状が提出されることが多かったはずだが、これが書き留められている事例はわずかに一件に過ぎない（第2冊第74丁裏）。おそらくは、寺社の申状の様態・内容は、きわめて個別的でもあり、職事の先例としてさほど有用ではないため、これを書き留める必要を認めなかったのであろう。さらに、申状は原則として禁裏に提出されたと考えられるので、紙背文書に残っているのもわずかに左の一通のみである。

㉒ 稻荷社々司等謹言上
早欲被経御奏聞間事

右、当社祭礼要脚五条以南敷地役地口事、毎年被成下勅裁、致催促充行被要脚事、往古之流例也、而来廿二日^午神幸之式日也、其以前被成下勅裁、致下行被要脚、遂神事無為節、弥可奉致抽天下泰平御祈禱之精誠者也、仍謹言上如件、

明応五年三月日

（第2冊第38丁紙背）

これは、毎年定例となっている、五条以南の地口銭を稻祭礼役として徴収することを認める綸旨の発給を求めたものである（綸旨は、第2冊第15丁裏にあり）。稻荷社は中世を通じて伯家の管下だったこともあり、忠富王の書状で勅許が伝達されたことが綸旨の注記に見えている。だとすれば、この申状は、奏聞以前に宣秀の許にもたらされたものではなく、勅許を伝達する際に添付されたものと考えられる。つまり、先にみた申文と同様の機能を果たしたものと考えるべきものであろう。

以上見てきたように、『宣秀卿御教書案』『御教書案』も非常に豊富な情報を収めているが、紙背文書との連関という点では「宣下案」に比して物足りない点がある。ただし、ほとんどが官位の任叙に関する記載で占められている「宣下案」

よりも多様性があり、個々の文書の情報量も多いので、幅広い活用が見込まれるだろう。

四 紙背文書

最後に紙背文書について述べておきたい。すでに、二次利用面との関係で有効に活用できる文書の多いことを明らかにしてきたので、二次利用面とは直接には関係ないものに限って注目すべき点をみていきたい。

まずは、天皇の意思を伝達する文書から見ておこう。女房奉書は、当然のことながら、種々の日常的な用件の伝達のために用いられており、その用途は、先に見たような、綸旨・口宣案の発給の命令、あるいは行事を遂行するための指示に限られるものでなかった。かかる女房奉書は、この時期の廷臣の残した記録等の紙背文書に必ずといってよいほど見出され、『宣秀卿御教書案紙背文書』のなかにも少なからず存在している。

③④ 〔端裏銘〕
〔ウハ書〕
〔御事〕

しやうとうきの下の事、さのみおほせのやうに候へとも、おとなしく一て
からせられたくおほしめし候て、つかわされ候、いそき候はずとも、かき
候てまいらせられ候は、よろこひ○第二紙
開く

(第3冊第7丁紙背)

③⑤ このくさはな、けさんに入て候へは、おもしろくおほしめし候よし、よく

く申とて候、かしく、

〔ウハ書〕
〔御事〕

(第2冊第68丁紙背)

③⑥ 文のやうひろうして候、これいろは御とめ候、よろこひおほしめし候、
これは御よく候はず候、返しつかはされ候よし、申とて候、かしく、

(第3冊第106丁紙背)

③④は、端裏銘の日付のとおり、『宣胤卿記』の同日条にも写されているが(用字
を含めて異同多し)、宣胤に『神皇正統記』下巻の書写を命じたものである。③⑤・

③⑥はいずれも物品の嘉納にかかるもので、女房奉書の内容として最も頻出する
ものといつてよいだろう。

女房奉書以外で右のような内容について天皇の意思を伝達する文書としては、
既述の白川忠富奉書が存在する。つまり、口宣案や綸旨の発給を命じるものを含
め、忠富奉書の用途は、女房奉書とかなり重なっているといつてよいのである。

③⑦ 先度帖上中下、以外相違見苦候之間、如被注候、可被書改由候也、

〔白川〕
忠富

〔宣胤〕
中御門殿

(第1冊第2丁紙背)

③⑧ 大つり平絹ヲ
紺染ヲ仕候様ニ可被仰付由候也、

忠富

中御門殿

(第3冊第81丁紙背)

③⑦は、これより先、宣胤に書写させた典籍について、点検を施したのちに書き
直しを命じたものであり、③⑧は、衣裳の調進を命じたものである。忠富の奉書
は、すべて折紙であり、伝奏奉書や綸旨とは異なり、制度的に位置づけられない
内々のものであることを形態面でも示している。このような天皇近臣の折紙の
奉書は、つぎに掲げる将軍足利義尚(長享二年八月義熙と改名、本解題では義尚で統
一)の意を承けた申次の奉書と共通する性格を有するものである。

③⑨ 袖中抄二帖并御料紙一帖・透堺等進覧候、早々可被遊進候由、被仰下候、

〔二階堂〕
政行上

〔宣胤〕
中御門殿

(第3冊第83丁紙背)

④⑩ 此御所にめしつかはれ候経師在所者、水おちにて候、人を被遣仰付候、
けの事、そなたより可被仰付由、被仰出候也、恐々謹言、

十月十六日
伊勢又七
貞俊 (花押)

人々御中

(第3冊第35丁紙背)

③⑨は、義尚の評定衆として活躍した二階堂政行が奉ずる折紙の奉書で、宣胤に

歌学書『袖中抄』二帖と、料紙および透塚（すきかい）と訓み、界線のない料紙の上に置いて行の目安とするものだと思われる⁽²⁴⁾を送付し、書写を命じたものである。⁽²⁵⁾
④0は、申次衆であった伊勢貞俊の奉ずる折紙の奉書で、宣胤に書写させた系図について野線を引くに際し、宣胤自身が連絡をとって経師に依頼するように命じたものである。そして、追而書では、宣胤の連絡すべき幕府御用の経師の所在地を知らせている。

宣胤が義尚の命で書写した系図としては『帝皇系図』（『本朝皇胤紹運録』）がよく知られているが、この系図の朱線を引くため経師良椿の許に遣わしたことが『宣胤卿記』長享三年正月十一日条に見えており、④0で問題になっているのもこの『帝皇系図』ある可能性が高い。というのは、宣胤が清原宣賢に託して『帝皇系図』を義尚に進上を果たしたのは長享三年三月十二日頃なのだが、義尚は同月二十六日に没しており、さらに別の系図を書写したとは考えられないからである。

また、『帝皇系図』の書写および野線を加えることについては、同じく紙背文書に宣胤自身の書状（折紙）が残っている。自身の手許に残ったことからみて、土代ないしは書き替えて不要になったものなのだろう。

④1 帝皇系図御本之内押紙分ハ、今度も可為御押紙候歟、若又可被加候歟、釣所
近辺無其所候、系を長引候とも奥に在所を求候て可書載候哉、そと御披露候
て可被仰下候、又系儀一向無調法候、定而経師可被仰付候歟、可得御意候、

(政行)
二階堂殿

宣胤

(第3冊第75丁紙背)

渡された親本にあった押紙を、新写する本でも押紙にするか、本文に加えるかを尋ねている。本文に加えるとなると野線を延ばして載せる余地をつくる必要があるのだ、その点を義尚に確認して欲しいというのである。さらに「系」つまり野線を引くことまではとても自分で出来ないのだ、経師に依頼するようにして欲しいと述べているわけである。この書状の充所は二階堂政行であり、『宣胤卿記』を見ても『帝皇系図』の書写に関しては政行から指示を受けていたよう

だが、貞能から指示をうけることもあったということになる。

天皇・将軍以外では、中御門家が歴代家礼として仕えていた一条・二条両家当主の意を奉じた文書も存在する。つぎに掲げるのは、二条家殿上人木幡雅冬奉書（折紙）であり、二条家における和歌会への出詠を命じ、あわせて可能であれば参候すべきことを伝えている。

④2 又以前御哥、早々可被進之由、申旨候、

一首題被進、来廿二日御詠進候者、可為御祝着候、^(中御門宣秀)弁殿も題被進之候、同者
乍御両所御持参候は、可為御悦喜由、可申旨候、恐々謹言、^(木幡)
雅冬

正月十三日

(宣胤)
中御門殿

(第3冊第86丁紙背)

つまり、一条・二条両家の家礼・家司としての活動にかかる文書も存在するのである。そのなかには、「御教書案」や「宣下案」でなく、『宣胤卿記』「渡方」(以下、「渡方」と略す)と関連のある文書も見出すことができる。すなわち、宣秀が撰関家家司あるいは南曹弁として処理した文書や発給した文書の土代などである。そこで、「渡方」に載せる関連文書と合わせて掲げてみよう。

④3 法成寺公文所職事、帯証文福千代丸相伝之旨被聞食畢、早可寺院^{○以下、書かず、}
(第1冊第65丁紙背)

^{福千代丸}

④4 法成寺公文所職事、相伝之旨被聞食畢、不可有相違之由、^(一条冬良)殿下御気色所候

也、仍執達如件、

長享二年十一月三日

(中御門宣秀)
左少弁判

当寺供僧中

(渡方一条殿)

④5 東大寺戒壇院戒和尚職事、大法師実慶相当理運候、早々被宣下様、可令申
沙汰給之状如件、

(長享二年)
十二月廿八日

大僧正政寛

(中御門宣秀)
南曹弁殿

(第1冊第34丁紙背)

④⑤ 大法師実慶戒和上事、官牒未倒之間、且可令存知之由、可令下知給者、長者宣如此、悉之、謹状、

長享二年十二月廿八日 左少弁宣秀
(大乗院政寛)
進上 興福寺別当大僧正御房政所
(渡方一条殿)

寺解并寺務
拳状到来

④⑥ (端裏捺封ウハ書)
「(勸修寺)
経茂」

春日祭明後日十三日、不令延引候様に候、社家申候哉、弁不参分候者、可為其分候歟、(坊城俊名)左中弁参向事者、依無余日、下支干に申談事候、更非如在候処、無理之申状候哉、万一雖為弁不参、執行候者、来春季可存知候之間、非遁避候哉、已以延引之段被仰出候之処、不得其意申状候哉、恐惶謹言、
(延徳元年)十一月十一日 経口(茂)
(第1冊第50丁紙背)

④⑦ 天下安全御祈事、一七ケ日可抽精誠之由、被仰下旨、(中御門宣秀)左少弁殿御奉行所候也、仍執達如件、
(延徳二年)六月十一日 右兵衛尉秀重(近藤)

謹上 春日両惣官御中
(辰市祐仲・中東時憲)
(渡方一条殿)

④⑧ 天下安全御祈事、任被仰出候旨、一七ケ日一社一同抽丹誠、御卷数一合、進上仕候、尚以懇祈不可有懈怠之儀候、此等之趣、可有御披露候哉、以此旨可有御披露候、恐々謹言、
(延徳二年)六月廿六日 春日社執行正預(辰市)祐仲
(中東)神主時憲

謹上 宿院御目代殿
(第1冊第43丁紙背)

④⑨は、「渡方」に載せるもので、福千代丸に法成寺公文職を安堵した関白一条冬良御教書であるが、④⑩はこの御教書の土代であろう。また、④⑪も、「渡方」に載せるもので、興福寺東金堂戒和尚である実慶を東大寺戒壇院戒和尚となす藤

氏長者宣だが、その注記に見える「寺務拳状」の正文こそ、④⑨の興福寺別当政寛拳状であった。④⑩は左中弁坊城俊名の実父勸修寺経茂の書状で、俊名が弁として参向するはずであった秋季春日祭の日程について、社家との主張の相違を述べ、宣胤に南曹弁宣秀の後見者として善処することを求めたものだといえよう。④⑪も、「渡方」に載せるもので、七日間の天下安全祈禱を春日社に命じたものである。そして、④⑫は、この祈禱を終了したのち、南曹弁に巻数を送付した際の副状である。つまり、④⑫・④⑬・④⑭・④⑮は、いずれも「渡方」と関連の深い文書であることが確かめられたわけである。

すでに見てきたように、紙背文書中には宣胤自身の手になる書き止しや土代も多い。つぎに、署名などはないが、筆跡から宣胤自身の手になることがわかるものを二点掲げよう。

④⑯ 雪夜月明

晴行も程なく見えてふる雪の色をひかりの月のさやけさ
うすくふるもふかくみえけり雪のうへに影しきそへて月はるゝ空
炉火忘冬

まとたくあらしそつくる埋火のあたりはさむき夜半もしらぬを
山かつのたくやほた火のおきあつゝさむさおほえぬあさのさ衣

(第2冊第20丁紙背)

④⑰ 当庄御年貢事、如先規可被致其沙汰之由候也、仍執達如件、

十月十日 朝貞(今井)(花押)
吉田庄名主御百姓中
(第2冊第58丁紙背)

④⑱の筆跡は宣胤のそれなので、宣胤の詠草だと思われる。詠草はこのほかにも若干を見出すことができ、発句についても三条西実隆に合点を加えてもらった勘返状がある。④⑲は、中御門家青侍今井朝貞が名判を据えた奉書であるが、その筆跡は宣胤のそれである。また、「御教書案」のうちには、今井朝貞・近藤秀重・多田正光という三人の青侍を奉者とすする奉書が見出され、前二者のそれに

ついでには花押を記したのも存在している(秀重のものは第1冊第39丁裏、朝貞のものは第1冊第79丁表)。ところが、秀重の花押と朝貞の花押とは同じものであり、さらに⑤①の花押も同一である(もちろん宣胤の花押とは別)。とすれば、青侍奉書とは充所の身分によって選ばれた書札札上の一様式たるに過ぎず、実際にこれを書くのは青侍ではなく、意を奉じられる側の者であったということにならう。もちろん、これは宣胤の個性に由来する可能性もあり、早急な一般化はできないが、かかる事例の存在からすれば、青侍奉書については筆跡を十分検討する必要があるだろう。

最後に来翰のなかから、いくつか興味深いものをみてみることにしよう。充所を今井朝貞とするものがあるが、これは書札札上のそれに過ぎず、実質的には宣胤に充てられたものであったことはいうまでもあるまい。

⑤1 (端裏捺封ウハ書) 政為
〔中御門殿〕

先日御会参已後、御床敷存候、播州東物念出来之上、(細川莊)懸命之地違乱之儀候間、忽牢籠之基、歎入候、併過賢察候、抑雖不存寄儀候、自山上辺難去懇望申候、此番帳如本被遊給者、於身畏悦候、且可為御結縁候、かきあわせなども如此之由申候、無心之儀候へとも、奉憑候、明日中可被懸御意候、自是可進人候、往々切々申状其恐候、旁可参申候、一紙之様為恐々々、恐惶謹言、
八月八日 政為 (第2冊第19丁紙背)

⑤2 返々御六かしき申事、毎々其恐不少候、御機嫌そとく御申入候て、此偈題可給候、

先度懸文字事申入候処、早々被遊候て被下候、千々々々畏入存候、為御礼祇候申入候つる、定御申候哉、返々難申尽存候、何様参候て、猶々御礼可申入候、又六かしき申事、毎々恐入存候へ共、此偈題そとく被遊候て被下候者可畏入候、何にても候へ、多候はんする物をは□□儀申入候ましく存候、誠我ら幼少より御□者事候間、自由不顧毎々申入事候、可然様此由能可預御披露候、恐々謹言、

卯月十四日

〔端裏切封ウハ書〕

兵部卿

雅教 (花押)

山城守殿

雅教

(第2冊第23丁、第26丁紙背)

⑤3

〔端裏捺封ウハ書〕

三富

山城守殿

之胤

先日御哥事申入候処、御哥心にも御入候はぬよし蒙仰候、なにとたる御事に候や、無御心元候間、まいり候て承度候へとも、此間歡樂仕候間、不能其儀候、若御用も過候者、御懷紙事申入候て承度候、恐々謹言、

二月十一日

之胤

〔今井朝貞〕
山城守殿

(第2冊第73丁紙背)

⑤4

如此者申入候へ共、了簡仕候間、事行候は、可参候、方々不具事候間、先御心得申候、昨日者参候て委細承候、畏入存候、仍只今番三可参候心中候へ者、不具之事共候間、預御心得候は、悦喜可申候、然共不具之由申候へ者、不可然候間、所勞之由憑入存候、長胤誠恐謹言、

三月廿六日

〔西坊城〕
長胤

〔宣胤〕
中御門殿

(第1冊第39丁紙背)

⑤5

〔端裏捺封ウハ書〕
中御門殿

たひく了簡仕事候間、御直垂事、久敷は不可申候、早々□□毎度畏入申候、

先度者御念比之御返事、畏入存候、仍今日長胤番之事、三番之由奉候、其分可参候処、又申候へ者、無心之申事候へ共、いか様にも候へ、御直垂□事候間、憑入申候へ候、長胤誠恐謹言、

二月廿六日

〔西坊城〕
長胤

(第1冊第42丁紙背)

⑤今日者可参候心中ニ候へ共、くい入之子細候間、預御心得候、さらく心中之無沙汰にては候はず候、内々彼御あらましの事〔〕存候へは、くい入の事候間、無曲候、長胤誠恐謹言、

十一月廿六日

長胤

御番衆中

(第3冊第95丁紙背)

⑥なをくはんけし口の事にて候間、かいふんやうしやう仕、ちとよく候はく可来候、御心得をたのみ存候、

御番子三可参之由仰之旨、委細預御本候、喜悅至候、六番之覚語可成之由、心得存候、与風被参候て御礼可申入候、然共来六日之事、不定候、此四五日虫之所劳候間、可預御心得、かいふんやうしやう仕候て可参候、長胤誠恐謹言、

十月五日

長胤

(第3冊第98丁紙背)

①・②は、いずれも宣胤に揮毫を請う書状である。①は、下冷泉政為が山門僧の依頼を伝達したもので、「番帳」(おそらくは、寺内の所役とそれを勤める順番を書き上げて掲示するものであろう)の書写を求めており、②は、勸修寺の院家西林院雅教が、過日揮毫を得た「懸文字」(表装を加えて壁面に懸ける文字、あるいは神号か)について謝礼を述べるとともに、新たに「偈題」(書籍の外題であろうか)の揮毫を依頼したものである。③もこれと類似し、二階堂政行の被官三富之胤が、宣胤に対して懐紙に書いた詠歌を所望した書状である。宣胤の筆跡は独特の癖があるが、それなりに能筆として遇されていたことがわかる。

④⑤⑥はいずれも西坊城長胤(明応五年長光と改名)の書状である。長胤は、禁裏外様小番において宣胤が番頭を勤める番の番子であったが、困窮によって不参することが多かった。これらはほとんど不参の言い訳とでもいえるべき書状である。

④では、服装が調わないので小番に参仕できませんが、こんな理由ではみつと

もないので、病気だということにしておいて下さい、と述べる。⑤では、小番に参仕しようと存じますが、直垂が準備できないので、お貸し下さい、という。⑥では、今日は参仕しようと思っておりましたが、食入れがあつて触穢となつてしまいましたので、よろしくお取り計らい下さるようお願いいたします。全くもつて忘れようとしているわけではありません、と述べる。⑦では、小番結改についてお知らせいただきありがとうございます。六番ということは承知いたしました。ご挨拶に参ろうと思っております。ただし、明日の番については、四五日間虫気がありますので、参れるかどうかわかりませんが、具合がよくなつたら参ります、とする。『宣胤卿記』の長享二年・延徳元年の分を見ても、長胤の不参の頻度は高かつたことは明らかである。宣胤は長胤の父頭長(文明十二年に参議大藏卿で出家、法名智祐)とは親しかつたようだが、長胤についてどのような感懐を抱いていたかは、残念ながら『宣胤卿記』からも全く窺われない。

五 おわりに

以上、一書誌と構成、二宣下方、三御教書案、四紙背文書の四項に分けて『宣秀卿御教書案』について詳しくみてきたが、この史料が、十五世紀後期を代表する符案といつてよく、多方面においてきわめて有用であることは明らかにできたと思う。

しかしながら、今回翻刻することができたのは、「御教書案」のみであり、宣下案および紙背文書については今後を期さざるを得ない。さらに、「渡方」をはじめとする『宣胤卿記』別記と合わせて検討を行うことも今後の課題となる。ともあれ、従来『大日本史料』第八編における部分的な引用によって利用されてきたことがほとんどであった『宣秀卿御教書案』が本格的に活用されることを期待しつつ、この解題を閉じたい。

〔註〕

- (1) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』続歴史篇（養徳社、一九五二年）二〇八〜二〇九頁、「中御門家記」の項。
- (2) 宣胤は、繪旨・口宣案の控えを残しただけではなく、実際に文書を発給する際にも、宣秀になりかわって執筆することがあったようだ。たとえば、国立歴史民俗博物館所蔵水木家資料中世文書九六号の正月十八日繪旨（同館ホームページ・歴博ギャラリー）において画像・釈文が公開されている）は、『宣秀卿御教書案』（書陵部所蔵中御門本第一冊十二丁裏）に見える（長享二年）正月十八日後土御門天皇繪旨の正文である。そして、奉者左少弁は宣秀であるが、その筆跡は宣秀のそれではなく、宣胤のものと同められる。
- なお、宣胤の筆跡は、藤原俊成の筆跡と非常によく似ており、きわめて明白な特徴を有している。あるいは、俊成の筆跡に倣ったのであろうか。宣胤の筆跡としては、京都大学総合博物館所蔵勸修寺家本『宣胤卿記』（史料編纂所架蔵写真帳（以下、史料写真帳のように略す）『勸修寺旧蔵記録』一三五所収）の自筆分、史料編纂所所蔵『実隆公記』紙背文書（史料写真帳『実隆公記』）にみえる書状などを、宣秀の筆跡としても、京都大学総合博物館所蔵勸修寺家本『宣秀卿記』（明応九年記は史料写真帳『勸修寺旧蔵記録』二九五所収、文亀二・三年記は同前一三四所収）、『実隆公記』紙背文書などを参照。また、俊成の筆跡を確認するためには、図録『藤原俊成の古典』（蒲郡市博物館、一九九一年）が至便である。
- (3) 史料写真帳『宣秀卿御教書案』全七冊による。
- (4) 万里小路尚房は、後述の書陵部壬生本『宣秀卿御教書案』第二冊の奥書（享保元年（一七一六）前後）において、筆跡を根拠として宣胤の筆跡であることを指摘している。
- (5) この大火により、中御門家のみならず多くの廷臣の邸第が罹災したが、なかでも一条家の蔵書が大きな被害をうけたことについては、小川剛生「一条家桃華文庫のゆくえー兼良・冬良・兼冬の文書目録ー」（科学研究費補助金研究成果報告書『中世後期南都蒐蔵古典籍の復元的研究』〔研究代表者武井和人、二〇〇六年〕所収）を参照。
- (6) 野宮本・近衛家本『宣秀卿御教書案』（史料謄写本〔架蔵番号二〇七一・〇八一〜五六一〕による）。
- (7) 国立公文書館所蔵『明応記』（架蔵番号特二九二）は、「本云、／中御門一位入道記之、其内少々／令書写畢、／于時天文十七年四月十三日判」という本奥書と「寛文二十廿八、書終、」という書写奥書とを有している。
- (8) 東山御文庫本（勅封番号二〇一七二、史料複製マイクロフィルムによる）による。書陵部所蔵久世・庭田・葉室本（以上、前掲『図書寮典籍解題』続歴史篇による）、史料編纂所所蔵押小路本（架蔵番号押小路本の一）、国立公文書館所蔵坊城本（架蔵番号一四七一九四）も同じ。
- (9) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷―院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政との接点―」（『古文書研究』一四号・一五号、一九七九年・八〇年）。
- (10) 明石治郎「後土御門天皇期における伝奏・近臣」（羽下徳彦編『中世の政治と宗教』〔吉川弘文館、一九九四年〕所収）。
- (11) 厳密に言えば、延徳四年七月六日における丹波利長の従五位上への昇叙も該当するが、これは二次利用面との時間差がほとんど存在しないことになってしまふ。本書の紙背文書には、二次利用面との時間差がわずか数日というものは他に見出せず、数年にわたることが普通なので、これを除外して差し支えないと判断した。また、利長の昇叙は「法安寺殿療治賞」であったが、女房奉書にこの点への言及がない点をも判断材料としてよからう。
- (12) 『親長卿記』文明三年五月十二日条によると、甘露寺親長・勸修寺教秀・広橋綱光の三名は殿上において、前々日に薨じた坊城俊頭の遺跡について談合し、「勸修寺大納言経房（註）息十歳許敷」を第一候補とすることを決定している。俊名は、同年七月十九日に九歳で叙爵しており、『公卿補任』『歴名土代』、右の決定後間もなく公武から継承を認められたものと考えられることができる。
- (13) 金子金治郎『連歌師兼載伝考』（桜楓社、一九六二年〔新版、一九七七年〕）。
- (14) 山門使節については、下坂守「山門使節制度の成立と展開―室町幕府の延暦寺大衆政策をめぐって―」（同『中世寺院社会の研究』〔思文閣出版、二〇〇一年〕所収、初出は一九七五年）を参照。
- (15) 史料謄写本『紀家譜』。
- (16) 壬生本第二冊第二十八丁裏に文明十八年十一月十五日付で管領頭日野政資に充てて「御祈方申沙汰事」について辞意を伝えた書状があり、年内については奉行すべきことを領状したという注記が載せられている。また、中御門本第一冊第十二丁裏に（長享二年）五月二十六日付で極臈五辻富仲に日蝕についての申沙汰を命じた繪旨があり、その注記には「御祈奉行事、去年春辞退、」とある。彼我合わせ見るに、宣秀は長享元年の年初に御祈奉行を辞退したものと考えられる。
- (17) 『大乘院寺社雑事記』延徳元年十一月三日、十日、二十二日条。

- (18) この副状は、『宣胤卿記』「渡方二条殿」にも掲載されているが、同書では文頭に合点が掛けられ、「此状被付渡方事也、」という傍書が加えられている。そして、「御教書案」所載のものとは、文言に若干の相違が存在する。さらに、これを請取った尋尊も『大乘院寺社雜事記』明応六年七月二十四日条に書き留めており、比較してみると、「渡方二条殿」所載のものと同一であることが知られる。宣胤は、はじめ副状を「御教書案」に記したが、ついで「渡方二条殿」に載せるべきものだと考えを改め、文案を再考しながら書き留めたのであろう。
- (19) 青侍奉書については、湯川敏治「青侍奉書」について（同『戦国期公家社会と荘園経済』〔統群書類従完成会、二〇〇五年〕所収、初出は一九九一年）および橋本初子「別形態の院宣・繪旨―御奉行所候也」という文書について（『史林』六二巻五号、一九七九年）を参照。
- (20) 『実隆公記』延徳元年十一月十九日条所載中御門宣胤書状。
- (21) 清原宣雄「吉田兼俱謀計私考」（高瀬重雄編『中世文化史研究』〔星野書店、一九四四年〕所収）。
- (22) 山家浩樹「申次の奉書」（『遙かなる中世』八号、一九八七年）を参照。
- (23) 設楽薫「足利義尚政権考―近江在陣中における評定衆の成立を通して―」（『史学雑誌』九八編二号、一九八九年）を参照。
- (24) 櫛笥節男「宮内庁書陵部書庫渉猟―書写と装訂―」（おうふう、二〇〇六年）四四〜四六頁に載せる糸野ないしは紙界のごときものである。
- (25) 系図に野線を引くことについては、桃裕行「ツリ（釣）とツル（蔓）」（同『暦法の研究』下〔同著作集八、思文閣出版、一九九〇年〕所収、初出は一九六六年）、末柄「中世の経師について」（勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』〔山川出版社、一九九六年〕所収）を参照。
- (26) 『大日本史料』第八編之二十四、一五四・一五五頁。松菌齊「中世公家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」（歴史学研究編『系図が語る世界史』〔青木書店、二〇〇二年〕所収）も参照。
- (27) 当該期の小番については、明石治郎「室町期禁裏小番―内々小番の成立に関して―」（『歴史』七六輯、一九九一年）を参照。

〔凡例〕

- 、漢字の字体は、常用字体を用い、異体字は原則として常用字体に改めた。なお、一部の変体仮名について、片仮名を以て代用した場合がある。
- 、本文には、読点（、）および並列点（・）を適宜加えた。
- 、判読不能の文字は☒を以て示した。
- 、抹消文字は、原則として左傍に≡を付して表した。
- 、文字の上に更に別字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文として採り、その左傍に、下の文字に相当する数の・を付し、且つ判読し得る限り、×を冠してこれらの文字を傍注した。
- 、原本の欠損文字は、字数を推算して□で示した、その字数不明の場合は、字数を推算し、相当分の□で示した。
- 、原本の文字に置き換えるべきものには（ ）、参考または説明のためものには（ ）を以て傍注を施した。
- 、必要に応じて按文を付し、文頭に○を加えて本文と区別した。
- 、丁替りについては、各丁表裏の終わりに「」を付して示し、その下に訓助のように標示した。
- 、翻刻にあたっては、宮内庁書陵部より御許可を賜った。記して深謝の意を表する。